



無償譲渡するみどり保育園

弁護士の見解にもあるとおり、妥当だと考える。
反対ボーリング調査の結果について説明がない。石の埋まっている範囲も確認していない中で和解することに納得できない。
●みどり保育園、鹿島こども園の建物等を無償譲渡
(第98・99号議案)
 民間移管した、みどり保育園、鹿島こども園の建物等を現在の運営法人に無償譲渡します。

●本会議での主な質疑
問 無償譲渡する理由と譲渡する建物の価値を伺う。

答 民間移管後、相当年数が経過し、安定的に運営していることが認められるため、移管法人募集時の募集要項に基づき、建物等を無償で譲渡することにしたものです。

建物の価値は、28年度末で、みどり保育園が約1億9千万円、鹿島こども園が約8千万円です。

問 事業継続ができなくなったときは、譲渡した建物等はどうなるか。

答 譲渡契約に原状回復義務を規定しますので、その後の運営に支障がない状態に運営法人がした上で、市に無償で返還していただくこととなります。

●本会議での主な論点

賛成現在の運営法人による継続した保育の実施は、保育サービスをより一層拡充するものである。

反対市民の財産である公共施設が失われてしまう。

●損害賠償請求に関する訴えの提起

(第106号議案)

豊岡町陳ノ山地内の市道を違法に掘削した事業者に

対し、市道の復旧に要する費用8591万327円や訴訟費用などの支払いを求める訴えを提起します。

●本会議での主な質疑

問 勝訴の見込みはあるのか。また、和解の可能性は。

答 裁判所で適切に判断していただけと考えています。また、現時点で和解は考えていませんが、和解の勧告があれば、その時に検討します。

●本会議での主な論点

賛成長年にわたり無許可で農地を大規模に掘削して、市道を損壊した事業者の行為は許されるものではない。法律に違反した事業者に毅然とした姿勢を示すことが、市の執るべき対応である。
反対市は刑事訴訟法に基づき告発するべきである。事業者に対しては、市道の復旧に要する費用ではなく、安全確保と周辺の土地利用を可能にするための費用を求償するべきである。

■ 陳情

- 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

提出者 竹内 庸智
 審査結果 採択

- 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

提出者 竹内 庸智
 審査結果 採択

- 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書

提出者 竹内 庸智
 審査結果 聞きおく

- 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

提出者 愛知自治体キャラバン実行委員会
 代表者 森谷 光夫
 審査結果 聞きおく (一部「不採択」)

- 国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書」の提出を求める陳情書

提出者 愛知保育団体連絡協議会
 会長 本田 たみ代
 審査結果 聞きおく

- 障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める陳情書

提出者 愛知県障害者児の生活と権利を守る連絡協議会
 上田 孝
 審査結果 聞きおく

■ 意見書

④国の私学助成の拡充に関する意見書
 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 宛て

⑤愛知県の私学助成の拡充に関する意見書
 愛知県知事 宛て
 (○内の数字は、意見書案番号)